

平成14年4月26日付け 包括外部監査等の結果に基づく措置の公表について

監査結果公表第5号

平成12年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

平成14年4月26日

四日市市監査委員	伊藤 靖彦
同	金森 廣二
同	石川 勝彦
同	水野 幹郎

第1 選定した特定の事件

- 1 財団法人霞ヶ浦振興公社及び四日市市土地開発公社の平成11年度の出納その他の事務の執行について
- 2 財団法人霞ヶ浦振興公社及び四日市市土地開発公社への出資に係る四日市市の平成11年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

第2 措置を講じた部局

財団法人霞ヶ浦振興公社、商工農水部事業課
四日市市土地開発公社、市長公室政策課

第3 措置を講じた内容

- 1 財団法人霞ヶ浦振興公社、商工農水部事業課
 - (1) 監査の種類 包括外部監査
 - (2) 監査結果提出日 平成13年2月6日
 - (3) 措置通知年月日 平成14年4月24日
 - (4) 指摘事項 別紙のとおり
 - (5) 改善措置の内容 別紙のとおり
- 2 四日市市土地開発公社、市長公室政策課
 - (1) 監査の種類 包括外部監査
 - (2) 監査結果提出日 平成13年2月6日
 - (3) 措置通知年月日 平成14年4月19日
 - (4) 指摘事項 別紙のとおり
 - (5) 改善措置の内容 別紙のとおり

財団法人霞ヶ浦振興公社の平成11年度の出納その他の事務の執行について

表：財団法人霞ヶ浦振興公社への出資に係る四日市市の平成11年度の財務に関する事務執行及び事業の管理について

項 目	指 摘 事 項	改 善 措 置 の 内 容
<p>〔結果報告書関係〕 1 無償取得した什器備品について</p>	<p>建物（霞ヶ浦会館）の竣工時に絵画3点、花器2点、時計3点等を受贈しているが、固定資産には計上されていない。総経費規程によれば「贈与によって取得した固定資産については、その評価額をもって固定資産に計上することとされている。当公社の評価によれば、このうち3点、950千円は什器備品に計上し、他の5点は簿外資産として管理するよう改善されたい。</p>	<p>平成12年度決算において資産増加額什器備品 950千円を計上しました。</p>
<p>2 管理費人件費について</p>	<p>四日市市からの派遣職員2名の給与を市が負担しているが、市の負担が止むを得ない場合であっても、出向者給与を公社への補助金とし、公社は収入を計上するとともに、管理費給与手当に同額を計上すべきである。出向者の退職金負担額についても、同様の取扱が考慮されるべきである。 なお、出向者の給与負担金について四日市市と公社との間の取り決めがなされていないが、覚書あるいは協定書等により明らかにしておく必要がある。</p>	<p>四日市市職員の派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律（平成12年法律第50号）及び四日市市公益法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年四日市市条例第6号）に基づき、平成14年4月より、法律及び条例の趣旨に沿い、派遣職員が従事する業務や給与その他手当の支給等を明記した「職員の派遣に関する協定書」を締結した上で派遣する事とした。</p>
<p>3 公益法人会計基準への準拠について</p>	<p>当公社の決算書は、公益法人会計基準に準拠して作成されているが、繰越金収入10,000千円は誤りであり、前期繰越収支差額に含めるべきである。このため収支計算書の当期収支差額が同額多く表示され、正味財産増減計算書の資産増加額のうち当期収支差額と同額の差異が生じている。 これは、資金の範囲に含まれる定期預金の満期戻金を繰越金収入に計上し、前期繰越収支差額を減額したもので、会計処理の誤りである。</p>	<p>平成12年度決算で繰越金収入を0円とし、前期繰越収支差額で前年度の繰越額21,591,799円を計上し、訂正しました。</p>
<p>〔意見書関係〕 1 時間外手当について</p>	<p>事業の特殊性から土曜・日曜日の勤務が多く、平成11年度は時間外手当を21,679千円支出しており、給与総額のうち22%弱にも上る。 就業規則を四日市市の規則に準じたものから、公社の特性に応じたものに改め、休日や競輪開催日以外の平日とすることにより、時間外手当の圧縮が可能と考える。検討されたい。</p>	<p>事業要員派遣職員5人については平成13年度から日曜日の出勤はすべて代休としました。</p>
<p>2 公益法人の指導監督基準への対応</p>	<p>公社の役員構成は、理事8名中現市職員6名、評議員9名中6名が現市職員であり、役員の過半数を市職員が占めている。 「指導監督基準」によれば、理事の構成として次のように定めている。</p>	<p>理事8名のうち、平成13年度に市職員6名中、民間から2名の就任をお願いし半数の4名になり、任期満了を以て、更に1名の就任を予定しております。</p>

	<p>公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。</p> <p>理事のうち同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者の占める割合はそれぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。</p>
--	--

四日市市土地開発公社の平成11年度の出納その他の事務の執行について

表：四日市市土地開発公社への出資に係る四日市市の平成11年度の財務に関する事務執行及び事業の管理について

項目	指摘事項	改善措置の内容
<p>〔結果報告書関係〕 1 事業損益関係項目について</p> <p>(1) 全般的事項について</p>	<p>公有用地</p> <p>① 事業完了後（新たな事業の支出が発生しなくなった時）の利息は、原価算入すべきでなく、市からの未収利息で計上すべき。</p> <p>② 未供用で利活用すべき土地は、早晚市場へ供出される土地であり時価（鑑定評価額）評価されるべきで、評価損を計上する必要がある。</p> <p>また、利息も原価に算入すべきでなく、市から未収利息で計上すべき。</p>	<p>・ 法第17条第1項第2号による土地造成事業（住宅団地、工業団地等）を除き、公有用地については土地開発公社経理基準要綱（昭和54年12月18日自治政策第136号以下「要綱」という。）第45条に基づき、利息等は取得原価として処理を行う。</p>
<p>(2) 個別事項について</p>	<p>ア ハイテク工業用地未成土地勘定の補償費に含まれる替地協力違約金は一時損失として処理することが妥当。</p> <p>イ 安島土地区画整理事業の移転補償費は四日市市が負担すべきであった。</p> <p>ウ(ア) 南部丘陵公園用地とし、国から払下げを受け、現在笹川南住宅団地用地の多目的広場用地となっている土地について、事務及び管理の移籍処理をする必要がある。</p> <p>(イ) 環状1号線の用地の一部笹川南住宅団地の取得原価に取替えるべきである。</p>	<p>ア 違約金返還訴訟の判決では違約金は土地売買代金の上乗せと認定され、既に取得原価に含め処理している。</p> <p>イ 市費にて負担していく。</p> <p>ウ(ア) 市の依頼により、南部丘陵公園用地の収用対償地の取得に際し、その資金調達を公社で行ったものであり、既に市有地として管理されている。今後市において処理を検討する。</p> <p>(イ) 平成12年度に処理済です。</p>
<p>2 普通引当金について</p> <p>(1) 退職給与引当金について</p>	<p>(1) 土地開発公社で退職給与引当金を計上すべきであり、(財)開発公社に対する未払金の計上は不要である。</p>	<p>(1) (財)開発公社の解散に伴い、土地開発公社が引き継ぎ、平成12年度より引当金として計上済です。</p>
<p>3 人件費について</p>	<p>(1) 土地開発公社において給与規程が作成されていない。</p> <p>(2) 平成11年度において常務理事の給料・手当・法定福利費の負担が不適正</p>	<p>(1) 公社規程第2条により処理していたが平成12年度より第10条に規定を整備（四日市市規程準用）。</p> <p>(2) (財)開発公社の解散に伴い、解消済です。</p>
<p>4 経費について</p>	<p>(1) 看板設置工事費は、固定資産に計上すべきである。</p>	<p>(1) 経過年度の損益修正は行わないが、今後は指摘のとおり処理をする。</p>

5 借入金及び支払利息について	(1) 定期預金を保有するが、これを長期借入金返済資金に充て資金調達コストの削減に努めるべき。	(1) 平成12年度 4億2,300万円 平成13年度 6億8,000万円（予定） と可能な限り努める。
6 役員の状況について	(1) 役員の兼務状況 公社の兼任役員をサポートする体制の整備が必要である。	(1) 平成13年度から担当職員と公社で定例的な協議・検討の場を設けたが、今後、さらに検討していきます。